

## 1 「かすがい男女共同参画プラン」の概要

### (1) 計画の基本目標

『男女共同参画社会の実現のために』

### (2) 計画の基本理念

わが国においては、日本国憲法に個人の尊厳と法の下での平等がうたわれています。その人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成をめざすものとして、男女共同参画社会基本法が制定されました。

これらを踏まえ、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

### (3) 計画の基本的視点

この計画では、基本的な視点として次の3項目を掲げます。

#### ① ジェンダー（社会的、文化的に形成された性別）に敏感な視点の定着と深化

ジェンダーとは、生物学的な性差ではなく、社会的・文化的につくられる「男らしさ」「女らしさ」のことです。ジェンダーに基づく偏見は、男性中心の社会システムを強化し、差別を再生産し、女性はもとより男性の人権をも侵害します。

一人ひとりが個人を尊重し合い、多様な個性を発揮するためには、まずこのような偏見から自由になることが不可欠です。

ジェンダーは日常生活のあらゆる場面に潜んでいるため、意識や制度・慣行をジェンダーに敏感な視点から見直していくことが必要です。

#### ②エンパワーメント（力をもった存在になること）の促進

エンパワーメントとは、自己の中に力を蓄え、積極的な自分を創り出すこと、あるいは、権限の委譲や機会の提供によって潜在的な力を引き出すことです。1995年の「北京会議」の宣言の中に実質的な男女平等の推進とあらゆる分野への女性の全面的参加（エンパワーメント）が盛り込まれました。

政治的・経済的・社会的・文化的分野において女性の参画を拡大するなどエンパワーメントの体制を整備していくことが必要です。

#### ③パートナーシップ（対等な協力関係）の推進

パートナーシップとは、立場の異なる者が、お互いの違いを認め合い、尊重し、そのうえで共通の目的のために力を合わせ、成果を分かち合うことです。

男女共同参画社会の形成のためには、まず男性と女性とのパートナーシップを確立すること、そして、市民・市・社会活動団体・企業などが対等なパートナーとして協力すること、さらに、国を越えてパートナーシップを築き、協力の輪を広げていくことが必要です。

#### (4) 計画の性格

① この計画は、「かすがい女性プラン21」（平成8年（1996年）3月策定）の成果や課題を継承しつつ、市民と市が協働して取り組むべき目標と具体的な施策を明らかにするものです。

また、あらゆる場面で実践的な活動が行われるよう、市民や企業などに期待する役割を示しています。

② この計画は、国の「男女共同参画基本計画」、愛知県の「あいち男女共同参画プラン21」と整合性を図りながら、市の特性や現状を踏まえて策定しています。

③ この計画は、市民参加による「春日井市男女共同参画懇話会」の提言（平成13年（2001年）3月）を踏まえ、また、広く市民から寄せられた意見を反映して策定しています。

④ この計画は、「第四次春日井市総合計画」との整合性を図り、計画の推進を通して、より質の高い市民生活をめざす春日井市のまちづくりに寄与するものです。

#### (5) 計画の期間

この計画の期間は、平成14年度（2002年度）から平成23年度（2011年度）までの10年間とします。

ただし、今後の社会情勢や環境の変化などを考慮し、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 2 「かすがい男女共同参画プラン」の体系



